

広告掲載要綱

制定 平成 23 年 7 月 1 日

最近改正 令和 2 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、公益財団法人横浜市スポーツ協会（以下、「協会」という。）の広報印刷物、WEB ページ等の有形又は無形の資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 協会資産への広告掲載は、民間企業等との連携により協会の新たな財源の確保及び経費の縮減をし、もって市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第 3 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告媒体 以下に規定する協会資産のうち広告掲載することがふさわしいと認められるものをいう。
 - ア 協会が発行する広報印刷物
 - イ 協会が運営する WEB ページ
 - ウ 協会が管理運営する施設
 - エ その他広告媒体として活用できる資産
- (2) 広告掲載 広告媒体を有効に活用できる手法（広告枠の販売、広告付物品受入、タイアップ等）を用いて、民間企業等の広告を掲載・掲出等することをいう。
- (3) 所管 協会庶務規程第 2 条に定める組織をいう。

(広告の範囲)

第 4 条 次の各号のいずれかに該当する広告は掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治性のあるもの
- (4) 宗教性のあるもの
- (5) 社会問題についての主義主張
- (6) 個人又は法人の名刺広告
- (7) 美観風致を害するおそれがあるもの

- (8) 公衆に不快の念または危害を与えるおそれがあるもの
- (9) 協会の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
- (10) その他、広告として不相当であると事務局長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告に関する基準は、別途定める。

(広告媒体の種類)

第5条 広告掲載を行う広告媒体の種類は、それぞれの所管局長が別途定める。

(広告の規格等)

第6条 広告の規格及び広告掲載位置等は、当該広告媒体ごとに所管局長が別途定める。

(広告の掲載期間)

第7条 広告を掲載する期間は、当該広告媒体ごとに、所管局長が別途定める。

(広告募集方法等)

第8条 広告募集方法、予定価格及び選定方法については、当該広告媒体ごとに、その性質に応じて、所管局長が別途定める。

(審査)

第9条 広告主の審査、選定及び広告掲載内容に関する審査については、それぞれの広告媒体の所管局長が行い、掲載の可否を判断することとする。

2 広告内容等、広告の掲出に関して疑義が生じた場合は、事務局長に合議の上、掲出の可否を判断することとする。

(関係機関への手続)

第10条 広告掲出にあたり、関係機関への許可申請手続きや納付業務等が必要な場合は、所管課が行う。

(広告掲出の取り消し)

第11条 次の各号に該当する場合、掲出の取り消しをすることができる。

- (1) 所定の期日までに掲出料金が納入されないとき
- (2) 掲出申込み内容に虚偽の記載があったとき又は承諾した広告内容と異なるとき
- (3) 協会の承諾なく、掲出権の全部又は一部を第三者に譲渡又は転貸したとき
- (4) 広告物が施設・設備を損傷する恐れがあると認められるとき
- (5) 広告物の破損等により、施設利用者等に危険を生じさせる恐れがあるとき
- (6) 施設等の管理運営上、支障があると認められたとき

- (7) 施設等の管理運営上、やむを得ない事由が生じたとき
- (8) 災害その他不可抗力によって、広告掲出ができなくなったとき
- (9) 横浜市が広告として適切ではないと判断したとき

(広告掲載の取り下げ)

第 12 条 広告主は自己の都合により、広告の掲載を取り下げることができるものとする。

- 2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は書面により、所管局長へ申し出なければならない。
- 3 第 1 項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は返還しない。

(広告主の責務)

第 13 条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

- 2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害することではないこと及び広告の内容等にかかる財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを協会に対して保証するものとする。
- 3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

(裁判所轄)

第 14 条 この要綱に定める広告掲載に関する訴訟の提起等は、協会の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

(疑義等の決定)

第 15 条 この要綱に疑義があるときは、またはこの要綱に定めのない事項については、別途協議の上定めるものとする。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は、事務局長が定める。

- 2 横浜市広告掲載要綱、広告掲載基準及び横浜市広告関連規定を遵守する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。